

委託契約書（案）

1 業務の名称 令和7年度沖縄観光推進ロードマップ実施事業委託業務

2 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額は、金 円）

「取引に係る消費税額及び地方消費税相当額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金 金〇〇〇円
（ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。）

上記委託業務について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は次の条項により委託契約を締結する。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕

乙

(目的)

第1条 この業務委託契約書は、令和7年度沖縄観光推進ロードマップ実施事業を乙に委託するにあたり、業務遂行上必要となる基本的合意事項を定めることを目的に締結する。

(委託業務)

第2条 甲は、委託業務の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理の方法)

第3条 乙は、令和7年度沖縄観光推進ロードマップ実施事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）により、委託業務を処理しなければならない。
2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(実施計画の提出等)

第4条 乙は、仕様書に基づき作成した実施計画書を、契約締結の後、速やかに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
2 実施計画書は次に掲げる内容を含むものとする。
(1) 委託業務の内容
(2) 委託業務の実施方法
(3) 委託業務のスケジュール
(4) 事業の推進体制
3 乙は、甲の承認を得た実施計画書に基づいて業務を実施しなければならない。
4 甲又は乙の都合により、実施計画書の内容を変更するときは、甲乙事前に協議の上、書面により甲の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更、及び各経費区分の20パーセント以内の流用をする場合はこの限りではない。

(支払うべき金額の確定)

第5条 甲は、必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費の証票、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、これを乙に通知しなければならない。支払うべき金額を修正すべき事由が判明した場合も、同様とする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、表題部4に定めるものとする。

(再委託の制限)

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請

負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(業務内容等の変更又は中止)

- 第8条** 乙は、災害その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難になった場合、若しくは業務上内容の変更が必要となる事情が生じた場合に、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の文書が提出された場合、甲乙協議の上、業務内容の一部の変更、又は中止を行うものとする。
 - 3 前項の規定により、業務の一部変更、又は中止を行った場合、書面によりこれを定めるものとする。

(調査及び指示)

- 第9条** 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、業務の実施について必要な指示を行うことができる。
- 2 乙は、甲が期限を指定して中間報告を求めたときは、これに応じなければならない。
 - 3 乙は、委託業務のスケジュールを管理し、本業務の履行にあたりスケジュールの調整、各種連絡等を行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第10条** 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(成果品及び委託業務実績報告書の提出等)

- 第11条 乙は、委託業務が完了したとき、遅滞なく甲に対し、仕様書で定める成果品（以下「成果品」という。）及び収支を明らかにした帳簿等の関係書類を含む委託業務実績報告書を提出し、検査を受けなければならない。
- 2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正し、再度検査を受けなければならない。
- 3 前項に規定する検査または再検査に合格したときをもって、引き渡しが完了したものとする。

(成果品の帰属)

- 第12条 この契約の履行によって作成された報告書及びその他の成果品は、甲に帰属するものとする。

(委託料の支払い)

- 第13条 乙は、第11条第3項の引渡しが完了したときは、契約金額又は検査により確定した額のいずれか低い額（ただし、次項の請求に基づいて支払った額を差し引いた額とする）を甲の指定する支払い請求書によって請求することができるものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は業務委託実施に要する費用を概算払請求書により甲に請求することができるものとし、甲は、必要があると認めるときは、委託料の9割を上限として、これを支払うものとする。甲は、概算払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(関係書類の整理)

- 第14条 乙は、委託業務の実施に際しては、その収支を明らかにした帳簿等の関係書類を整え、甲の求めに対しいつでも開示出来るように整理に努めるものとする。

(著作権)

- 第15条 乙が、この委託調査により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

(損害賠償)

- 第16条 乙は、その責に帰する事由により、委託業務の実施に際し、甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金)

- 第17条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、委託期間満了のときまでに委

託業務を完了することができない場合において、甲が履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から履行遅滞金を徴収して、履行期間を延長することができる。

- 2 前項の履行遅滞金は、乙の遅延日数につき、契約金額に沖縄県財務規則第109条第1項に基づき定められた割合で計算した額とする。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第13条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して請求金額に沖縄県財務規則第109条第1項に基づき定められた割合による遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除できる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。
- (3) その他、乙が上記各号に規定する理由によらず契約解除の申し出をしたとき。

(違約金)

第19条 乙は、前条各号の規定によりこの契約が解除された場合、契約額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(機密の保持)

第20条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た業務上の秘密を他に漏らし、または公表してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約の終了後または解約後も同様とする。
- 3 乙は、甲から提供された資料等を委託業務以外の目的に使用し、または第三者へ提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報)

第21条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第22条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(契約に定めのない事項)

第23条 この契約及び仕様書に定めのない事項、又はこの契約及び仕様書に関して疑義若しくは不測の事態が生じたときは、必要に応じて甲乙協議し、定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4条 乙は、個人情報取扱責任者(この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。)を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

- 2 乙は、事務従事者(この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。)を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。
- 3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5条 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

- 2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとするとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10条 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面

を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）
- 3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。
- 4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

- 第12条** 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第13条 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第14条 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第15条 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第16条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

様式 1 (個人情報取扱特記事項第 4 条及び第 5 条関係)

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

令和 7 年度沖縄観光推進ロードマップ実施事業委託業務に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

様式2（個人情報取扱特記事項第4条及び第5条関係）

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

令和7年度沖縄観光推進ロードマップ実施事業委託業務に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

※作業場所及び保管場所の変更にあたっては、あらかじめ報告すること。

暴力団排除対策推進に関する特記事項

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第2条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての委任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第3条 甲は、第1条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しな

- い。
- 2 乙は、甲が第4条または前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
 - 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
 - 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
 - 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求すること妨げるものではない。
 - 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第4条** 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。